

写

平成 22 年 10 月 8 日

各 部 局 長 等 様

流山市長 井崎 義治

平成 23 年度予算編成について（示達）

このことについて、別紙「平成 23 年度予算編成方針」に従い、予算を調製するよう示達する。

# 平成23年度予算編成方針

## 1 はじめに

我が国の景気は持ち直してきているものの、物価の下落が続くなどデフレ状態からは脱したとはいえず、依然として厳しい状況にある。

9月に内閣府が公表した月例経済報告によると、「景気は、引き続き持ち直してきており、自律的回復に向けた動きもみられる。」とする一方、「このところ環境の厳しさは増している。また、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。」とも指摘している。

こうした中、国の平成23年度予算編成においては、「概算要求組替え基準」を設定し、配分割合が固定化している予算配分を、省庁を超えて大胆に組み替え、経済成長や国民生活の質の向上を実現することとしている。

また、国では、「国から地方へのいわゆる『ひも付き補助金』を廃止し、基本的に地方が自由に使える『一括交付金』にするとの方針の下、現行の補助金、交付金等を改革する。」との方向性が示され、「投資に係る補助金・交付金等の一括交付金化は、平成23年度から段階的に実施する。」とされている。

一括交付金の創設とともに補助金を一定程度減額するとの個別の指示がされているとの報道もあり、一括交付金化で地方財源の総額が大幅に減り、地方負担が増大することや、従来の予算編成の仕組みとともに予算の骨格そのものが大きく変わる可能性も否定できない状況である。

千葉県の平成23年度予算編成における要求基準では、年間収支が、現時点で220億円程度の財源不足が生じる見込みとされており、依然として大変厳しい財政状況とされている。

以上のように、国、県の状況もかなり厳しいため、各部局においては、本市に影響がある政策の動向には、十分に注視し、情報収集に努めるとともに、市民生活への影響を想定し、編成されるようお願いする。

なお、今回示達する内容については、現時点でのものであり、今後、国の動向等により変更する場合がある。

## 2 本市の財政状況

本市では、これまで行財政改革の取り組みをはじめ、マーケティング活動等による住民誘致や企業誘致を進め、一定の成果をあげてきたものの、平成21年度決算では、景気低迷の影響を大きく受け、法人市民税が前年度と比較し、22.3%に落ち込んだところである。

また、人口は大きく増加しているものの、個人市民税は納税義務者数が微増により、0.2%の増に留まった。固定資産税は、つくばエクスプレス沿線開発の影響により、2.7%増となったものの、市税全体では前年度を0.2%上回ったに過ぎない状況である。

一方、歳出では、国民健康保険などの他会計への繰出金が35.3%増加したほか、生活保護費などの扶助費が14.7%増加している。

平成22年度については、個人市民税は落ち込みが予測されるとともに、法人市民税の好転は期待できず、今後の歳入見通しは、更なる落ち込みが想定されており、大変厳しい状況となっている。

このような中、平成22年度からスタートした後期基本計画に基づき、まちづくりを積極的に推進していくことが必要不可欠であり、あらゆる分野における重要事業が目白押しの状況である。

事業を進めていく中で、財政調整積立基金をはじめとする基金からの繰入金を、平成20年度決算では約6.5億円、平成21年度決算では、約10.3億円を繰入れており、平成22年度予算でも、約15.4億円の繰入れを見込んでいることであり、基金からの繰入れを行わなければ、財源確保できない状況となっている。

## 3 予算編成の基本方針

本市の平成23年度予算については、現下の経済情勢等からも厳しい予算編成が予想される。

こうした状況下にあっても、必要な市民サービスを支えていくことは重要であり、後期基本計画で定めた将来都市像の実現に向けた具体的な都市のイメージ『都心から一番近い森のまち』の実現に向け、後期基本計画を、積極的に展開していくことが求められている。

市財政における現状を踏まえ、限りある財源の中で、無駄をなくし、

一層の効率化を図ることを念頭に、各部局長のリーダーシップの下、事業の優先度、熟度、緊急性、さらなる財源確保の可能性などを総合的に精査していくことが重要である。

そこで、平成23年度予算編成に当たっての基本的な考え方を次のとおり定め、予算編成の指針とする。

#### (1) 自治基本条例と予算編成

「流山市自治基本条例」で定めた市政に関する基本的な事項に留意し、予算への所要額の反映・計上に努めること。

また、「基本理念」や「目指すまちの姿」を十分に念頭におき、市民自治の確立に配慮した予算とすること。

#### (2) 後期基本計画の推進

後期基本計画が目指す『都心から一番近い森のまち』の実現を図るため、「健康・長寿社会のまちづくり」「子育てにやさしいまちづくり」「安心安全のまちづくり」「良質で元気なまちづくり」「地球環境にやさしいまちづくり」の計5つの「まちづくりの基本方針」を、すべての施策を推進する際に配慮すべき方針として、全施策への浸透を図り、36本の施策と有機的に連携しながら効果的なまちづくりを推進すること。

#### (3) コスト意識をもった予算編成

コスト意識を持ち、先例にとらわれることなく、積極的に事業の見直しを進めること。

- ・ 必要性：行政が担う必然性が本当にあるか
- ・ 効率性：投入される全ての財源に見合う成果が見込めるか
- ・ 有効性：期待する効果を最大限発揮できる手法か
- ・ 優先性：上記観点を踏まえた上で、平成23年度に実施することについて、さらに他の事業よりも優先度が高いか

#### (4) 予算要求の基準

ア 政策的経費（政策的事業）

後期基本計画において、平成23年度に位置付けされている事

業のみ予算要求できるものとし、後期基本計画に定める財政見通しの一般財源ベースの範囲内とする。

なお、新たな事業や法律等の改正による事業内容の変更は、市長・副市長によるヒアリングにおいて後期基本計画への位置付けを決定した後、改めて予算査定の中で事業費を精査することとする。

イ 経常的経費（経常的事業）

各部署の平成22年度当初予算額及び補正予算額から2.0%を削減した額とする。

削減基準額については、別途通知する。

但し、人件費、扶助費については、対象外とし別途査定するものとする。

(5) 事業の見直し

後期基本計画上期実施計画において平成23年度に位置付けられた事業を、より効率的・効果的なものとするため、予算要求に当たっては、再度、事業の精査（廃止、見直し、再構築等）に努めること。

また、事務事業廃止・見直し等の検討会議の結果を、予算編成に反映させること。

(6) 的確な見積り、十分な精査

当初予算は、通年予算として編成するもので、出来る限り年間の所要額を的確に見積り、年度途中における補正、流用の必要がないように要求することとし、要求額の算定に当たっては、執行（見込）額や事務量の増減につながる要因を考慮に入れ、多額の不用額や、不足額を生じることがないように注意すること。

また、事業費の見積りにあたっては、単に、経費の一律削減等による事業費の圧縮ではなく、事業の目的に合わせて、市民満足度に配慮しつつ、既存事業の仕様等を根本から見直し、事業の廃止、縮小、統合等を積極的に進めること。

さらに、電気・ガス・水道等の光熱水費については、指定管理

者も含め各部局において積極的に対策を工夫し、節減に努めること。

なお、見積りの条件、実施方法の妥当性などについても、十分に精査することとし、業者からの見積書については、必ず市外1社を含め3社以上から徴すること。

(7) 各種補助金の見直し

各種補助金については、時代の変化を踏まえた必要性の検証、民間との役割分担、費用対効果、補助率の適正化などの観点から、個々の補助金ごとに十分な精査と検証を行い、徹底した見直しを行うこと。

特に、既存の市単独補助金については、平成23年度予算においては、真に必要な補助金のみを計上すること。

なお、新規の補助金及び増額する補助金については、原則として認めないこととするが、やむを得ず予算要求が必要な場合は、同時に補助金審議会に諮り、審議するものとする。

(8) 各種負担金の見直し

各種協定書や覚書、法令等、負担の根拠等について洗い直し、特に、県事業への負担金については、徹底的に精査すること。

さらに、個人の資格で加入している「〇〇士会」会費等については、公費での負担は民間とのバランスを著しく欠く事から、一切認めない。

なお、負担金を予算要求する際には、予算見積書に必ず支払先団体の収支決算書等を添付すること。

(9) 実施可能な計画、繰越の防止

会計年度独立の原則を堅持し、適正な事業の実施が可能となるよう計画を立て要求することとし、安易に繰越しをすることのないように注意すること。

(10) 財源の確保

市税等の徴収率の向上をはじめ、各種自主財源の確保はもちろん

のこと、特定財源の確保についても、職員一人ひとりが、アンテナを高くして情報を収集するほか、様々な方法で検討、模索して、財源の確保に全力で取り組むこと。

国・県の補助事業については、一括交付金など、予算編成の動向に留意し、補助対象となるものは漏れのないように要望すること。

また、補助事業であることを理由に、安易に事業採択を行い、結果として多額の一般財源の持ち出しとなることのないように十分留意すること。

(11) 特別会計、企業会計

特別会計、企業会計においても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率、及び新公会計制度による財務4表における、連結決算の考えを念頭に、前述の事項を踏まえ編成するとともに、事業内容を十分に精査し、健全な経営の確保と事業の計画的・効率的な運営に努めること。

(12) その他、予算編成上の留意事項は、別記を参照すること。

〔別記〕

## 予 算 編 成 上 の 留 意 事 項

### 1 一般会計に関する事項

#### (1) 一般的事項

ア 平成23年度の予算編成に当たっては、国・県の動向及び制度等を的確に把握し、原則として現行の行財政制度に基づいた通年型予算を編成するものとする。

したがって、年度途中における歳出予算の増額補正は、制度改正等や国庫補助等の財源が伴うものなど、特殊な事情があるもの以外は行わない方針なので、当初予算に計上漏れのないよう注意すること。

なお、歳入予算についても、適正に見積りの上計上すること。

イ 市が導入している環境マネジメントシステム（エコアクション21）に従い、環境への配慮（廃棄物の適正な処理、環境負荷の少ない資材や環境に配慮した工法等）を検討すること。

ウ 平成23年度予算における事業単位については、平成22年度を基準とした事業単位で行う。したがって経常事業、政策事業の区分、事業番号の変更は原則行わないこととする。事業単位の集約又は分割についても同様とする。

エ 予算見積に当たっては、事業の精査・統廃合等仕様の見直しを行い、業者からの見積徴取は、市外1社を含めた計3社以上からとすること。見積書は予算査定時に提示するものとし、仕様の見直し検討内容について説明すること。守らない場合は予算要求を認めないものとする。

オ 各種事業の予算計上は、関係法令、条例、規則及び各種計画等の内容を十分に把握するとともに、事務事業の計画的な執行に配慮すること。

特に、地方自治法第222条の規定による、条例と予算の整合性について十分に留意すること。また、例年、経常的経費でありながら、予算計上漏れが散見されるので、十分に精査して計上漏れのないようにすること。



カ 継続費、債務負担行為の設定については、財務規則第11条の規定により各見積書を提出することとなっているため、予算見積書の提出とあわせて提出すること。その際、財政担当部課長及び総務課長の合議を経て、査定時に説明すること。

キ 例年特定事業者と随意契約している案件については、特別な理由がない限り競争入札制度に切り替えること。また、経過について査定時に説明すること。

なお、随意契約とする案件については、事前協議を行うこと。

## (2) 歳入に関する事項

### ア 市税

市税については、地方税制度の動向等に十分留意し、課税客体的確な把握と徴収率の向上を図り、過去の実績、決算の推移等を見極めつつ、的確な収入額を見積もること。

### イ 使用料・手数料、分担金・負担金

使用料・手数料については、市民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立って、その実態を的確に把握するとともに、社会経済情勢、他団体の状況、当該事務事業に要するコストとの関係等を見直しを行い、適正な料金・料率の設定に努めること。

また、保育料、市営住宅使用料等の徴収に係る滞納処分については、より適切に行うものとし、徴収率の向上を図ること。

特に、行政財産にあっては、その管理を厳格に行い、適正な使用料の確保に努めること。

分担金・負担金については、公平な費用負担及び徴収の確保に努め、年間収入額を見積もること。

### ウ 国・県支出金

国・県支出金については、一括交付金に変更される可能性もあることから、国・県の施策の動向及び制度等を的確に把握し、市の施策、事業の内容・効果を十分に検討すること、さらに、補助対象事業の選択や新規開拓を積極的に行うなど、財源の確保に配慮し見積もること。

また、摘要名称は、根拠法令、前年度の名称をそのまま鵜呑みにせず1件1件確認し正規の名称とすること。

### エ 財産収入

計画的かつ適正な運用及び積極的な処分により、収入の確保に努め、年間収入見込額を見積もること。

特に、普通財産の無償貸付は、受益者負担の原則に立ち、適正な貸付料の設定に努めること。

#### オ 市債

後年度負担を考慮し財政の硬直化を招かないようにするため、極力抑制に努めること。見積もる際には地方交付税措置など現行制度の中で厳選し、起債額の積算にあたっては情報収集等により精度の高いものとするよう努めること。なお、市債を財源とする事業においては、財政調整課と事前に協議すること。

#### カ その他の収入

諸収入については、前年度実績を踏まえた確な見込額を計上し、講座等の実施に当たっては、受益者負担の原則に立ち、適正な受講料などの設定に努めること。

その他、歳入については、過去の実績等を勘案し、的確な年間収入見込額を見積り、過大見積りは絶対に避けること。

また、講座等の受益者負担額は、忘れずに歳入に計上し、支出はその講座等に係る費用の総額を計上し、歳入額の使途を明確にすること。

### (3) 歳出に関する事項

#### ア 人件費

人件費は、組織・機構の簡素合理化と併せ、施設の設置及び管理運営のあり方等を検討し、事務執行の効率化と人件費の抑制を図ること。

#### イ 政策的経費

政策的経費については、流山市後期基本計画において、平成23年度に位置付けされている事業のみ予算要求できるものとし、基本計画に定める財政見通しの一般財源ベースの範囲内とする。

このため、新たな事業や法律等の改正による事業内容の変更は、市長、副市長によるヒアリングにおいて基本計画への位置づけを決定した後、改めて予算査定の中で事業費を精査することとする。

また、政策的事業及び改修事業に対する国庫及び県費補助採択の可能性を十分検討するとともに、国・県補助対象事業となるよう積極的に働きかけること。更に、国及び県の新年度予算編成の動向に留意し、上位計画との整合性、必要性・緊急性及び事業効果等を十分に検討し、事業を厳選のうえ、所要額を見積ること。

#### ウ 経常的経費

経常的事業に係る経費については、各部局の平成22年度当初予算額及び補正予算額の事業費から2.0%を削減した額（削減基準額）とする。

各部局長は、2%の削減を達成できるよう十分に部内の調整を図ること。

なお、特殊事情により2%の削減を達成できない場合は、予算見積書と合わせて担当部局長から理由書を提出すること。

また、委託料については、仕様の見直しを図り、経費節減に努めること。備品購入費については、安易な流用申請がないよう必要性を精査し最小限の計上とする。

#### エ 物件費

地球温暖化対策に配慮し、既存施設、施設の維持管理等において、電気、上水道、燃料等の使用量の圧縮を通じ、地球温暖化対策に寄与し、中長期的に市の行財政にもプラスをもたらすことに配慮した予算計上を行うこと。また、流山市グリーン購入基本方針に沿った物品の購入等に配慮した予算要求とすること。

#### オ 扶助費

扶助費については、制度ごとに国・県の基準額の動向及び対象実人員等を的確に掌握するとともに、前年度実績等を踏まえ計上すること。なお、市単独事業で扶助費的性格のものは、個々の所得に応じて支給制限を設けるなど、真に必要としている者に絞り込むほか、当該扶助の目的が達成されているものについては廃止するなど、既得権にとらわれることなく積極的に見直しを図ること。

#### カ 負担金・補助金

補助金については、補助金等審議会からの答申及びヒアリングの内容等を十分に斟酌し、引き続き適正な制度設計に努めること。

負担金については、使途の適切性や繰越の状況等、支払先の各団体の収支決算書等を精査することにより、支出の根拠、効果等を検証したうえで計上すること。なお、予算要求にあたっては、支払先団体の収支決算書等を必ず添付することとし、添付のない場合は予算要求を認めないものとする。

キ 繰出金

各特別会計への繰出しに当たっては、特別会計の事業内容を十分に精査し、必要最小限の計上とすること。

ク 継続費の設定

2か年以上にわたる事業について設定すること。また無理な工期等により繰越事業とならないよう継続費を活用すること。

ケ 債務負担行為

債務負担行為は、後年度の財政を圧迫することとなるので、安易な計上は厳に慎むこと。

2 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計及び企業会計についても、一般会計に準じて予算を編成するものとし、収支の均衡を図り**独立採算性を原則**とし、適宜、適切な料金（料率）等への見直しと経営の合理化を図り、健全な経営の確保と事業の計画的・効率的な運営に努め、**安易に財源不足を一般会計に依存しないよう留意**すること。

また、予算編成に当たっては、国、県の制度の改正に留意し、**的確な予算対応**を図ること。

このため、組織全体で各特別会計及び企業会計を運営することが肝要であることを認識し、決して担当者のみの判断で要求せず、所属長の指示の下に、**的確な内容で要求**すること。

さらに、特別会計、企業会計においても地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率及び新公会計制度による財務4表の作成を念頭に、編成すること。

3 その他の事項

(1) 市民要望及び議会からの指摘・要望あるいは約束事項については、内容を十分検討し、反映するよう努力すること。

- (2) 事務事業の執行に当たっては、極力、経費の節減に努めるとともに、最少の経費で最大の行政効果が得られるよう、より一層の適正な予算計上に心掛けること。
- (3) 予算見積書の提出に当たっては、計上漏れがないよう、所属長は細部にわたって精査すること。安易に前年度の見積書のみを参考に見積らないこと。
- (4) 事業目的、内容若しくは所管部署の関係から、予算科目が適当でないと判断される場合には、予算要求書を作成する前に財政調整課と協議すること。
- (5) 平成23年度予算編成に当たっては、以上の事項に留意するほか、別記の「予算編成基準」を参照するとともに、財政調整課からの指示等により見積書を作成すること。また、各課において予算要求に係る疑義が生じた場合は、別紙「質問票」に記入し、グループウェアの各課連絡により財政調整課へ照会すること。